

○由利本荘市保育の利用に関する規則

平成27年3月31日

規則第24号

改正 平成27年11月30日規則第44号

(趣旨)

第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に定めるもののほか、保育所、認定こども園又は地域型保育事業所（以下「保育所等」という。）における保育の利用に関して必要な事項を定めるものとする。

(申込手続)

第2条 法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもについて、保育所における保育の利用を希望する保護者は、保育所等利用申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項に掲げる法第19条による支給認定を受けていない小学校就学前子どもについて、保育の利用を希望する保護者は、支給認定に係る申請及び保育の利用申込を併せて行うことができる。

(利用調整)

第3条 市長は、前条第1項の規定による申込書の提出があったときは、児童福祉法第24条第3項の規定に基づき、保育を必要とする子どもの入所等について利用調整を行わなければならない。

(入所承諾等の通知)

第4条 市長は、保育の利用を承諾したときは、児童ごとに保育児童台帳（様式第2号）を作成するとともに、保護者に対して保育所等入所承諾書（様式第3号）を交付し、併せて入所保育所に対し、当該入所承諾書の写しを送付するものとする。

2 市長は、保育の利用を承諾しないときは、保護者に対し保育所等入所不承諾通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(退所手続)

第5条 保護者は、保育の利用期間の満了前に保育の利用の解除を希望するときは、市長に保育所等退所届（様式第5号）を提出しなければならない。

2 市長は、前項及び入所児童の保育の必要性の消滅、転出、死亡等によって保育の利用を

解除したときは、保護者及び入所中の保育所に対して保育所等利用解除通知書（様式第6号）を交付するものとする。

（入所の制限等）

第6条 市長は、保育所に入所しようとする児童若しくは入所中の児童が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、入所を制限し、又は入所を一時停止させ、若しくは退所させることができる。

- （1） 感染症又は保育に支障を生ずるおそれのある疾病があると認められた者
- （2） 心身虚弱で保育所等における保育に耐えられない者
- （3） 前2号に掲げるもののほか、入所が不相当と認められる者

（記載事項変更の届出）

第7条 保護者は、保育所等利用申込書に記載した事項に変更が生じたときは、速やかに届出をしなければならない。

2 市長は、届出を受理したときは、保育台帳の補正を行うとともに、入所中の保育所等に対して通知するものとする。

（その他）

第8条 この規則に定めるもののほか、保育の利用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年11月30日規則第44号）

この規則は、平成27年12月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

保育所等利用申込書

(宛先) 由利本荘市福祉事務所長

※市町村記載欄 利用保育所等名	
--------------------	--

年 月 日

保 護 者 申 請 者	住所	
	氏名	印

次のとおり、保育所等の利用を申請します。

利 用 児 童 氏 名		性 別	生年月日
フリガナ		男・女	年 月 日
氏 名			(年4月2日時点の年齢 歳)

①利用希望内容

利用を希望する期間	年 月 日から <input type="checkbox"/> 年 月 日 <input type="checkbox"/> 小学校就学前 まで
利用を希望する 保育所等名	第一希望 (希望理由)
	第二希望 (希望理由)
	第三希望 (希望理由)

②保育の利用を必要とする理由等

保 育 の 利 用 を 必 要 と す る 理 由	続柄	必 要 と す る 理 由	備考
		<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> DV等 <input type="checkbox"/> 育休中 <input type="checkbox"/> その他()	
家庭の状況	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭 ・ <input type="checkbox"/> 左記以外		
希望する 利用時間	利用曜日(○をつけてください)		利用時間
	月 火 水 木 金 土 日		時 分から 時 分まで
希望する 利用区分	<input type="checkbox"/> 保育標準時間利用 (1日最大11時間までの利用) <input type="checkbox"/> 保育短時間利用 (1日最大8時間までの利用) ※上記希望する利用時間・保育の必要量は「保育を必要とする事由を証明する書類」で確認します。 就労時間が短い場合等、希望に添えない場合があります。		

③申請児童の状況※児童の状況によっては主治医より病状や入所の可否について意見書の提出をお願いする場合があります。

○アレルギー情報	⇒ <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有()
○その他の状況	⇒ <input type="checkbox"/> アトピー <input type="checkbox"/> ぜんそく <input type="checkbox"/> その他 ()
○検診での指導事項	⇒ <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有()
治療中の傷病・既往症がある方	
○病名:	○時期: 年 月頃～ 年 月頃
○通院頻度:	○経過等:
保育所等の利用にあたり、健康上又は発育上、気になること(心配なこと)があればご記入ください。	

※市記載欄	入所申込みの承認	保育の実施の要否	保育の実施期間	※市民税所得割額
		要・否(理由)	年 月 日～ 年 月 日	円
				年 月 日確認
				父 円
				母 円
			祖父 円	
			祖母 円	

◎裏面は記入しないでください。

様式第2号(第4条関係)

保 育 児 童 台 帳

保育の実施の経過

認定の可否		当初認定区分		認定者番号
可・否 (否とする場合はその理由)		1号	2号	3号
		(標準時間・短時間)		
		年 月 日認定		
入所の可否		利用期間		
可・否 (理由)		自 年 月 日		
年 月 日承諾		至 年 月 日		
保育実施解除(退所)		保育実施解除日		
(実施解除理由)		年 月 日		
その後の経過				

世帯階層区分の認定経過

課税の状況	前市町村 年度 住民税	均等割額	円	円	円
		所得割額	円	円	円
			年 月 日 認定印	年 月 日 認定印	年 月 日 認定印
		父 円 母 円 祖父 円 祖母 円	父 円 母 円 祖父 円 祖母 円	父 円 母 円 祖父 円 祖母 円	
		無・有	年 月 日 開始 年 月 日 廃・休止	無・有 年 月 日 開始 年 月 日 廃・休止	無・有 年 月 日 開始 年 月 日 廃・休止
		生活保護法適用の有無			
		世帯階層区分の認定			
		世帯状況	(ひとり親・障がい)	(ひとり親・障がい)	(ひとり親・障がい)
		多子軽減	(全額・半額・無料)	(全額・半額・無料)	(全額・半額・無料)
		保育料			
		すこやか子育て支援助成後保育料	第1・2・3子(1/2・1/4) 円	第1・2・3子(1/2・1/4) 円	第1・2・3子(1/2・1/4) 円

様式第3号（第4条関係）

番 号
年 月 日

由利本荘市福祉事務所長



保 育 所 等 入 所 承 諾 書

申込みのありました事業所への入所について次のとおり承諾いたします。

入所する児童の氏名 ・ 認 定 番 号 及 び 生 年 月 日	年 月 日
入所する事業所の 名称及び所在地	
保育の実施期間	年 月 日 から 年 月 日
保育料の月額及び 納 入 方 法	
<p>備考 1 保育料について変更があった場合はその旨通知いたします。</p> <p>2 支給認定申請書の記載事項に変更が生じた場合には、速やかにその旨を届け出て下さい。</p> <p>3 支給認定証の有効期間中であっても、保育を必要とする基準に該当しなくなった場合には保育の実施を解除いたします。（2号・3号認定の方の場合）</p> <p>※保育料収納事務（現金取扱い以外）を市内私立保育園長に委託しております。 保育料に未納が発生した場合、保育園が直接納付に関するお知らせや督促をすることがあります。</p>	

様式第4号(第4条関係)

番 号
年 月 日

様

由利本荘市福祉事務所長



保 育 所 等 入 所 不 承 諾 通 知 書

次の児童についての保育等の入所については、次の理由により入所できませんので通知いたします。

児童氏名
認定者番号

(理由)

なお、本決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申し立てをすることができます。

様式第5号(第5条関係)

保育所等退所届

(宛先)由利本荘市福祉事務所長

年 月 日

保護者
(申請者) 住所
氏名



次のとおり、保育所等利用の取消を申請します。

児童の氏名 及び生年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
利用中の 保育所等名			
理 由	1 家庭保育が可能のため。 2 転出のため。 (転出先住所 :) 3 転園のため。 (転園先保育園名 : 保育園) 4 その他()		
取 消 年 月 日 (最終登園日の翌日)	年 月 日		
備考			

※退所申請の際は支給認定証を併せて提出してください。

様式第6号(第5条関係)

番 号 年 月 日	
保護者 様	
由利本荘市福祉事務所長 印	
保 育 所 等 利 用 解 除 通 知 書	
次の児童の保育の実施について、下記内容にて解除することを通知いたします。	
退所する児童の 氏名・認定者番号 及び生年月日	年 月 日生
退所する事業所の 名称及び所在地	
保 育 の 実 施 の 解 除 年 月 日	年 月 日
保 育 の 実 施 の 解 除 の 理 由	
<p>備考</p> <p>本決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをすることができます。</p> <p>また、本決定の取り消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から6か月以内に、市町村を被告として(訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。)当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、提起することができません。</p>	

由利本荘市すこやか子育て支援事業費支給要綱

平成28年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は由利本荘市において実施する、すこやか子育て支援事業について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）」第2条第1項から第4項、第6項及び第11項の規定によるほか、次に定めるところによる。

- 1 ひとり親 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」又は「配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの」をいう。
- 2 一般世帯 ひとり親の世帯（以下「ひとり親世帯」という。）以外の世帯をいう。
- 3 特定教育・保育施設 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第1項に規定する教育・保育施設をいう。
- 4 特定地域型保育事業 法第29条第1項に規定する地域型保育の給付を受ける事業をいう。
- 5 保育機能施設等 保育機能施設及び児童福祉法第59条第1項の指導監督の対象となる施設をいう。
- 6 公定価格 法第27条第3項第1号及び同法第29条第3項第1号に規定する費用の額をいう。
- 7 1号認定 法第19条第1項第1号に該当する子どもに係る法第20条第1項の認定をいう。
- 8 2号認定 法第19条第1項第2号に該当する子どもに係る法第20条第1項の認定をいう。
- 9 3号認定 法第19条第1項第3号に該当する子どもに係る法第20条第1項の認定をいう。
- 10 保護者等 法第20条第4項に定める支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者又は法第20条第1項の認定を受けない子どもにあってはその扶養義務者
- 11 基準額 子ども・子育て支援法施行令（平成26年6月13日政令第213号）（以下「令」という。）第4条から第7条及び第9条から第13条に規定する利用者負担の上限額。（階層については、「子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の交付について（平成27年3月31日付け府政共生第347号、内閣府政策統括官他通

知) 第二(1)から(3)の階層区分とする。)

(助成の対象となる範囲)

第3条 由利本荘市に居住地を有し、次の各号に該当する子どもの保護者に対して助成を行うものとする。

(1) 法第27条第1項の規定による施設型給付費及び法第29条第1項の規定による地域型保育給付費を支給する子ども並びに法第28条第1項に規定する特例施設型給付費及び法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を支給する子どもの保護者等のうち次のいずれかに該当する者

- 一 1号認定 基準額の階層区分第1階層から第4階層に属する世帯の保護者等
- 二 2号認定及び3号認定 基準額の階層区分第1階層から第5階層に属する世帯の保護者等

(2) 特定教育・保育施設以外の施設を利用する子どもの保護者等のうち次のいずれかに該当する者

- 一 幼稚園の利用 1号認定の基準額の階層区分を準用した第1階層から第4階層に属する世帯の保護者等
- 二 保育機能施設等の利用 2号認定又は3号認定の基準額の階層区分を準用した第1階層から第5階層に属する世帯の保護者等

(助成の対象となる費用)

第4条 助成の対象となる費用は、次に掲げるものとする。

(1) 第3条(1)においては、「**特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号。以下「特定教育・保育施設等運営基準」という。)**」**第13条第1項及び第43条第1項**に規定する利用者負担額(基本負担額)並びに**第13条第3項及び第43条第3項**に規定する額(特定負担額)のうち、市長が、保護者等が負担する額として認めた費用とする。なお、**法附則第6条第4項**で規定する徴収額についてもこれを準用する。

(2) 第3条(2)においては、保護者等が負担する額のうち、**特定教育・保育施設等運営基準第13条第4項各号及び第43条第4項各号**に相当する費用(実費負担として保護者等から徴収する費用)を除いた額とする。

(助成率)

第5条 助成率は次のとおりとする。

(1) 保育料助成事業(保護者等が一般世帯に属する時)

- 一 第3条(1)一の基準額の第1階層から第3階層においては第4条(1)の1/2の額、第4階層においては同1/4の額とし、第3条(2)一の基準額の階層区分を準用した第1階層から第3階層においては第4条(2)の1/2の額、第4階層においては同1/4の額とする。

- 二 第3条(1)二の基準額の第1階層から第3階層においては第4条(1)の1/2の額、第4階層及び第5階層においては同1/4の額とし、第3条

(2) 二の基準額の階層区分を準用した第1階層から第3階層においては第4条(2)の1/2の額、第4階層及び第5階層においては同1/4の額とする。

三 一及び二の規定にかかわらず、平成28年4月2日以降に生まれた第3子以降(以下「第3子」という。)で第3条(1)各号に該当する場合は第4条(1)の10/10の額とし、第3条(2)に該当する場合は第4条(2)の10/10の額とする。

四 三の第3子と同一戸籍の第2子においても、一及び二の規定にかかわらず、第3条(1)各号に該当する場合は第4条(1)の10/10の額とし、第3条(2)に該当する場合は第4条(2)の10/10の額とする。

(2) ひとり親家庭児童保育料助成事業

一 第3条(1)各号に該当する場合は第4条(1)の1/2の額とし、第3条(2)に該当する場合は第4条(2)の1/2の額とする。

二 一の規定に関わらず、平成28年4月2日以降に生まれた第3子で第3条(1)各号に該当する場合は第4条(2)の10/10の額とする。

三 二の第3子と同一戸籍の第2子以降においても、一及び二の規定にかかわらず、第3条(1)各号に該当する場合は第4条(1)の10/10の額とし、第3条(2)各号に該当する場合は第4条(2)の10/10の額とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この事業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

(平成二十六年四月三十日内閣府令第三十九号)

第十三条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（**法第二十七条第三項第二号**に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあつては**法第二十八条第二項第二号**に規定する**市町村が定める額**とし、特別利用教育を提供する場合にあつては**法第二十八条第二項第三号**に規定する**市町村が定める額**とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（**法第二十七条第三項第一号**に規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあつては**法第二十八条第二項第二号**に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあつては**法第二十八条第二項第三号**に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

3 特定教育・保育施設は、前二項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

4 特定教育・保育施設は、前三項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

一 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用

二 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用

三 食事の提供に要する費用（**法第十九条第一項第三号**に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第二号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）

四 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用

五 前四号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

第四十三条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第五十条において準用する第十四条において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（**法第二十九条第三項第二号**に掲げる額（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては**法第三十条第二項第二号**に規定する**市町村が定める額**とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては**法第三十条第二項第三号**に規定する**市町村が定める額**とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（**法第二十九条第三項第一号**に掲げる額（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては**法第三十条第二項第二号**に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては**法第三十条第二項第三号**に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超える

ときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額)をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

3 特定地域型保育事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

4 特定地域型保育事業者は、前三項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

一 日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品

二 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用

三 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

四 前三号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

子ども・子育て支援法
(平成二十四年八月二十二日法律第六十五号)

第十九条 子どものための教育・保育給付は、次に掲げる小学校就学前子どもの保護者に対し、その小学校就学前子どもの第二十七条第一項に規定する特定教育・保育、第二十八条第一項第二号に規定する特別利用保育、同項第三号に規定する特別利用教育、第二十九条第一項に規定する特定地域型保育又は第三十条第一項第四号に規定する特例保育の利用について行う。

- 一 満三歳以上の小学校就学前子ども（次号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。）
- 二 満三歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
- 三 満三歳未満の小学校就学前子どもであって、前号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

第二十七条 市町村は、支給認定子どもが、支給認定の有効期間内において、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設（以下「特定教育・保育施設」という。）から当該確認に係る教育・保育（地域型保育を除き、第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあつては認定こども園において受ける教育・保育（保育にあつては、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。）又は幼稚園において受ける教育に限り、同項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあつては認定こども園において受ける教育・保育又は保育所において受ける保育に限り、同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあつては認定こども園又は保育所において受ける保育に限る。以下「特定教育・保育」という。）を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者に対し、当該特定教育・保育（保育にあつては、保育必要量の範囲内のものに限る。以下「支給認定教育・保育」という。）に要した費用について、施設型給付費を支給する。

3 施設型給付費の額は、一月につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

一 第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、保育必要量、当該特定教育・保育施設の所在する地域等を勘案して算定される特定教育・保育に通常要する費用の額を勘案して内閣府令で定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該支給認定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定教育・保育に要した費用の額）

二 政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する**世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額**（特例施設型給付費の支給）

第二十八条 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、第一号に規定する特定教育・保育に要した費用、第二号に規定する特別利用保育に要した費用又は第三号に規定する特別利用教育に要した費用について、特例施設型給付費を支給することができる。

二 第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもが、特定教育・保育施設（保育所に限る。）から特別利用保育（同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われる保育（地域型保育を除く。）をいう。以下同じ。）を受けたとき（地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して必要があると市町村が認めるときに限る。）。

三 第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもが、特定教育・保育施設（幼稚園に限る。）から特別利用教育（教育のうち同号に掲げる小学校就

学前子どもに該当する支給認定子どもに対して提供されるものをいい、特定教育・保育を除く。以下同じ。)を受けたとき。

2 特例施設型給付費の額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 特定教育・保育 前条第三項第一号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を基準として市町村が定める額

二 特別利用保育 特別利用保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

三 特別利用教育 特別利用教育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

第二十九条 市町村は、支給認定子ども（第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに限る。以下「満三歳未満保育認定子ども」という。）

が、支給認定の有効期間内において、当該市町村の長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する地域型保育を行う事業者（以下「特定地域型保育事業者」という。）から当該確認に係る地域型保育（以下「特定地域型保育」という。）を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該満三歳未満保育認定子どもに係る支給認定保護者に対し、当該特定地域型保育（保育必要量の範囲内のものに限る。以下「満三歳未満保育認定地域型保育」という。）に要した費用について、地域型保育給付費を支給する。

3 地域型保育給付費の額は、一月につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

一 地域型保育の種類ごとに、保育必要量、当該地域型保育の種類に係る特定地域型保育の事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）の所在する地域等を勘案して算定される当該特定地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該満三歳未満保育認定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に満三歳未満保育認定地域型保育に要した費用の額）

二 政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額

第三十条 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、当該特定地域型保育（第三号に規定する特定利用地域型保育にあつては、保育必要量の範囲内のものに限る。）に要した費用又は第四号に規定する特例保育（第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係るものにあつては、保育必要量の範囲内のものに限る。）に要した費用について、特例地域型保育給付費を支給することができる。

四 特定教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域であつて内閣総理大臣が定める基準に該当するものに居住地を有する支給認定保護者に係る支給認定子どもが、特例保育（特定教育・保育及び特定地域型保育以外の保育をいい、第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係るものにあつては、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。以下同じ。）を受けたとき。

2 特例地域型保育給付費の額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を除く。以下この号において同じ。） 前条第三項第一号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を基準として市町村が定める額
- 二 特別利用地域型保育 特別利用地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）
- 三 特定利用地域型保育 特定利用地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）
- 四 特例保育 特例保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特例保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特例保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を基準として市町村が定める額

附 則 第六条

市町村は、児童福祉法第二十四条第一項の規定により保育所における保育を行うため、当分の間、保育認定子どもが、特定教育・保育施設（都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所に限る。以下この条において「特定保育所」という。）から特定教育・保育（保育に限る。以下この条において同じ。）を受けた場合については、当該特定教育・保育（保育必要量の範囲内のものに限る。以下この条において「支給認定保育」という。）に要した費用について、一月につき、第二十七条第三項第一号に規定する特定教育・保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該支給認定保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定保育に要した費用の額）に相当する額（以下この条において「保育費用」という。）を当該特定保育所に委託費として支払うものとする。この場合において、第二十七条の規定は適用しない。

- 4 第一項の場合において、保育費用の支払をした市町村の長は、当該保育費用に係る保育認定子どもの支給認定保護者又は扶養義務者から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して特定保育所における保育に係る保育認定子どもの年齢等に応じて定める額を徴収するものとする。

○由利本荘市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める
条例

平成27年3月25日

条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、**子ども・子育て支援法**(平成24年法律第65号。以下「法」という。)

第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号に規定する支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額(以下「利用者負担額」という。)を定めるものとする。

(利用者負担額)

第2条 利用者負担額は、**法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号**及び**第30条第2項各号**の政令で定める額を限度として、市長が規則に定める額とする。

(利用者負担額の徴収)

第3条 市長は、法附則第6条第4項の規定により、保育所(市立保育所を除く。)から保育を受けた子どもの支給認定保護者又は扶養義務者(以下「支給認定保護者等」という。)から前条に定める利用者負担額を徴収する。

2 市長は、市立幼稚園及び市立保育所から教育・保育を受けた子どもの支給認定保護者等から、利用料として前条に定める利用者負担額を徴収する。

(利用者負担額の減免)

第4条 市長は、特に必要があると認めるときは、利用者負担額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

○由利本荘市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する
規則

平成27年3月31日

規則第23号

(趣旨)

第1条 この規則は、**由利本荘市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例**(平成27年由利本荘市条例第4号。以下「条例」という。)の規定に基づき、利用者負担額等に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語は、**子ども・子育て支援法**(平成24年法律第65号。以下「法」という。)において使用する用語の例による。

(利用者負担額)

第3条 **条例第2条**に規定する利用者負担額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) **法第19条第1項第1号**に掲げる小学校就学前子どもの支給認定保護者 別表第1の階層の欄に掲げる階層の区分に応じ、当該利用者負担額(月額)の欄に定める額
- (2) **法第19条第1項第2号又は第3号**に掲げる小学校就学前子どもの支給認定保護者 別表第1の階層の欄に掲げる階層の区分に応じ、当該利用者負担額(月額)の欄に定める額

2 利用者負担額の算定に係る年齢は、当該年度の初日の前日における年齢によるものとし、当該年度中は、その年齢を適用する。

(月の途中における入退園等に係る利用者負担額)

第4条 月の途中における小学校就学前子どもの入退園又は入退所に係る利用者負担額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める計算式により得られた額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

- (1) 子ども子育て支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもが月の途中において入退園又は入退所した場合 当月利用者負担額×入退園又は入退所の日から起算した開園又は開所日数(20日を超える場合は、20日)÷20
- (2) 子ども子育て支援法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもが月の途中において入退園又は入退所した場合 当月利用者負担額×入退園又は入退

所の日から起算した開園又は開所日数（25日を超える場合は、25日）÷25

（利用者負担額の納期）

第5条 保護者は前2条に規定する利用者負担額を市長の発行する納入通知書により、市長が指定する期日までに毎月納付しなければならない。

（利用者負担額の減免）

第6条 市長は、条例第3条の規定に基づき、特別の事由があると認めるときは、利用者負担額を減免することができる。

2 前項の規定により利用者負担額の減免を受けようとする保護者は、保育所等保育料免除（減免）申請書（様式第1号）に、必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の保育所等保育料免除（減免）申請書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、これを減免することができる。

4 市長は、利用者負担額の減免を決定したときは、保育所等保育料免除（減免）決定通知書（様式第2号）を当該保護者へ交付するものとする。

5 前各項に定めるもののほか、子育て支援に資する利用者負担額の減免に関する手続きについては、市長が別に定める。

（特定保育所及び措置保育の費用徴収）

第7条 法附則第6条第4項の規定による特定保育所の利用者から市長が徴収する費用及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条第3項に規定する費用は、別表第2に定める額とする。

（徴収事務の委任）

第8条 市長は、児童福祉法第56条第8項及び第9項の規定に基づき、利用者負担額の徴収に関する調査のための質問若しくは検査又は滞納処分に関する事務を、市長が指定する職員に委任する。

2 前項の規定により委任を受けた職員は、その身分を示す証票（様式第3号）を携帯し、事務の執行に際し必要があると認めるときは、これを提示しなければならない。

（その他）

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

各月初日の入所児童の属する世帯の区分		利用者負担額（保育料）（月額）	
階層区分	定義	3歳以上児	
第1	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円	
第2	第1階層を除き、当該年度の4月分から8月分までの利用者負担額の算定にあつては前年度分の、当該年度の9月分から3月分までの利用者負担額の算定にあつては当該年度分の 市民税 の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯（市町村民税所得割非課税世帯を含む。）	1,800円
第3-1	市町村民税所得割税額世帯	8,100円	
第3-2	市町村民税所得割税額世帯	9,700円	
第4-1	市町村民税所得割税額世帯	10,300円	
第4-2	市町村民税所得割税額世帯	12,300円	
第5	市町村民税所得割税額世帯	15,400円	
備考			
1 「 所得割額 」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。所得割額を計算する場合には、同法第314条の7、同法第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項及び附則第45条の規定は適用しないものとする。			

2 子どもの属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる利用者負担額とする。

(1) 「ひとり親世帯等」…母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯。

(2) 「在宅障害児（者）」のいる世帯」…次に掲げる児（者）を有する世帯。

① 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者。

② 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定より療育手帳の交付を受けた者。

③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。

④ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者その他適当な者。

(3) 「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると市長が認める者。

階層区分	利用者負担額（保育料）基準額（月額）
	3歳以上児の場合
第2	0円
第3—1	7,600円
第3—2	9,100円

3 「同一世帯」において満3歳から小学校3年生までの範囲内にある子どもが複数人いる場合（特別支援学校幼稚部、「情緒障害児短期治療施設通所部」に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合を含む。）におけるこの表の適用については、最年長の子どもから順に2人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額（備考2の規定に該当する場合は、当該規定の適用後の額）の半額、3人目以降については無料とする。

4 前項の規定により算定された利用者負担額に10円未満の端数があるときの利用者負担額は、同項の規定にかかわらず、当該端数を切り捨てた額とする。

別表第2（第7条関係）

各月初日の入所児童の属する世帯の区分		利用者負担額（保育料）（月額）				
階層区分	定義	3歳未満児		3歳以上児		
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
第1	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円	0円	0円	0円	
第2	第1階層を除き、当該年度の4月分	市町村民税 非課税世帯	5,400円	5,400円	3,600円	3,600円
第3-1	から8月分までの利用者負担額の算定にあつては前年度分の、当該年度の9月分	市町村民税 均等割のみ課税世帯	11,700円	11,500円	9,900円	9,700円
第3-2	までの利用者負担額の算定にあつては前年度分の、当該年度の9月分	所得割課税世帯4 8,600円未満	13,600円	13,400円	11,500円	11,300円
第4-1	までの利用者負担額の算定にあつては前年度分の、当該年度の9月分	所得割課税世帯6 1,000円未満	15,300円	15,100円	13,500円	13,300円
第4-2	までの利用者負担額の算定にあつては前年度分の、当該年度の9月分	所得割課税世帯7 3,000円未満	16,700円	16,500円	14,900円	14,700円
第4-3	までの利用者負担額の算定にあつては前年度分の、当該年度の9月分	所得割課税世帯8 5,000円未満	18,000円	17,700円	16,200円	16,000円
第4-4	までの利用者負担額の算定にあつては前年度分の、当該年度の9月分	所得割課税世帯9 7,000円未満	19,500円	19,200円	17,500円	17,300円
第5-1	度分の市民税の額の区分	所得割課税世帯1 15,000円未	22,500円	22,200円	20,600円	20,300円

	分が右欄の	満				
第5-2	区分に該当する世帯	所得割課税世帯1 33,000円未 満	24,600 円	24,200 円	22,800 円	22,500 円
第5-3		所得割課税世帯1 51,000円未 満	26,700 円	26,300 円	24,900 円	24,500 円
第5-4		所得割課税世帯1 69,000円未 満	28,800 円	28,400 円	27,000 円	26,600 円
第6-1		所得割課税世帯2 13,000円未 満	32,300 円	31,800 円	30,300 円	29,800 円
第6-2		所得割課税世帯2 57,000円未 満	34,500 円	34,000 円	32,600 円	32,100 円
第6-3		所得割課税世帯3 01,000円未 満	36,600 円	36,000 円	34,800 円	34,300 円
第7-1		所得割課税世帯3 49,000円未 満	41,200 円	40,500 円	39,600 円	39,000 円
第7-2		所得割課税世帯3 97,000円未 満	48,000 円	47,200 円	46,200 円	45,500 円
第8		所得割課税世帯3 97,000円以 上	62,400 円	61,400 円	60,600 円	59,600 円

備考

1 「均等割額」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所

【得割額】とは、同法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項及び附則第45条の規定は適用しないものとする。

2 負担額算定基準子どもの属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる利用者負担額とする。

- (1) 「ひとり親世帯等」…母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯。
- (2) 「在宅障害児（者）」のいる世帯」…次に掲げる児（者）を有する世帯。
 - ① 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者。
 - ② 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定より療育手帳の交付を受けた者。
 - ③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。
 - ④ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者その他適当な者。
- (3) 「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると市長が認める者

階層区分	利用者負担額（保育料）（月額）			
	3歳未満児の場合		3歳以上児の場合	
	標準時間認定	短時間認定	標準時間認定	短時間認定
第2	0円	0円	0円	0円
第3—1	10,700円	10,500円	8,900円	8,700円
第3—2	12,600円	12,400円	10,500円	10,300円

- 3 同一世帯において小学校就学前子どもが複数人いる場合（特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合を含む。）におけるこの表の適用については、最年長の子どもから順に2人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額（備考2の規定に該当する場合は、当該規定の適用後の額）の半額、3人目以降については無料とする。
- 4 前項の規定により算定された利用者負担額に10円未満の端数があるときの利用者負担額は、同項の規定にかかわらず、当該端数を切り捨てた額とする。

様式第1号(第6条関係)

<p>保 育 所 等 保 育 料 減 額 (免 除) 申 請 書</p> <p>年 月 日</p> <p>由利本荘市長 様</p> <p>保護者 住 所 氏 名 ㊟</p> <p>由利本荘市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する規則第6条の規定に基づき、保育所等保育料の減額(免除)を下記により申請します。</p>	
対象児童の氏名 及び生年月日	年 月 日生
入所中の保育所等 の名称及び所在地	
保 育 料 及 び 減額(免除)の期間	年 月分から 年 月分まで 月額 円
<p>【減額(免除)を申請する理由】</p>	


添付書類

様式第2号(第6条関係)

<p>保育所等保育料減額(免除)決定通知書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>保護者 様</p> <p style="text-align: right;">由利本莊市長 ㊟</p> <p>さきに申請のあった保育所等保育料の減額(免除)について、次のとおり決定したので通知します。</p>	
入所児童の氏名 及び生年月日	年 月 日生
入所中の保育所等 の名称及び所在地	
保 育 料 及 び 減額(免除)の期間	年 月分から 年 月分まで 月額 円
<p>備考</p> <p>※なお、この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てすることができます。</p>	

様式第3号(第8条関係)

(表)

第 号 保 育 料 徴 収 職 員 証	
所属	職・氏名
この者は、由利本荘市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額(保育料)の滞納処分のための調査、質問若しくは検査又は滞納処分を行う者であることを証する。	
年 月 日 交付 由利本荘市長 	

(裏)

<ol style="list-style-type: none">1 この証は、保育料の滞納処分のための調査、質問若しくは検査又は滞納処分を行うときは、必ず携帯しなければならない。2 この証は、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。3 この証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。4 この証を紛失したときは、ただちにその旨を届け出なければならない。5 資格を失ったときは、ただちに返還しなければならない。

備考 この証票の大きさは、おおむね縦6センチメートル、横9センチメートルとする。